

虐待防止・身体拘束適正化検討委員会規定

(株) リカバリー

【委員会の目的】

株式会社リカバリーが運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という）が行う障害福祉サービス、及び保育園において、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応、身体拘束の廃止または適正化（以下「虐待防止等」）に推進に関する委員会を設置し、虐待防止と身体拘束の適性化に努めることを目的とする。

【委員会の組織】

委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

1. 委員長、副委員長は委員の中から社長が指名する。
2. 委員の選任については、当該事業所の施設長・園長または副園長及び児童発達支援管理責任者、もしくはサービス管理責任者、その他適任とされる者の中で選出された者とする。
3. 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代行する。
4. 各事業所においては、虐待防止担当者を1名任命し、虐待の防止と身体拘束の廃止または適性化に努める。

【委員会の開催】

委員会の開催は次のとおりとする。

1. 委員会は年1回以上開催する。
2. 委員会は虐待防止等に関する協議事項が生じた都度に随時開催する。
3. 法人事業所内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
4. 会の開催の必要がある時は、委員長が招集し開催する。

【委員会の役割】

委員会は次の役割を担う

1. 虐待防止・身体拘束廃止の体制づくり
 - ・虐待防止・身体拘束廃止の研修を行う。
 - ・虐待防止計画、指針を作成し実施する。
 - ・マニュアルやチェックリストの作成を行う。
2. 虐待防止・身体拘束のチェックとモニタリング
 - ・体制整備チェックリストや職員セルフチェックリスト等を実施する。
 - ・支援体制の課題、事故や不適切な対応事例の報告、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況等を集約し、現状を踏まえて対策を検討する。
 - ・事業所において身体拘束を実施する際、適切な手順で実施しているか、廃止や適性化に向けた取り組みを行っているか等チェックとモニタリングを行う

3. 虐待発生後の対応と再発防止のための検討

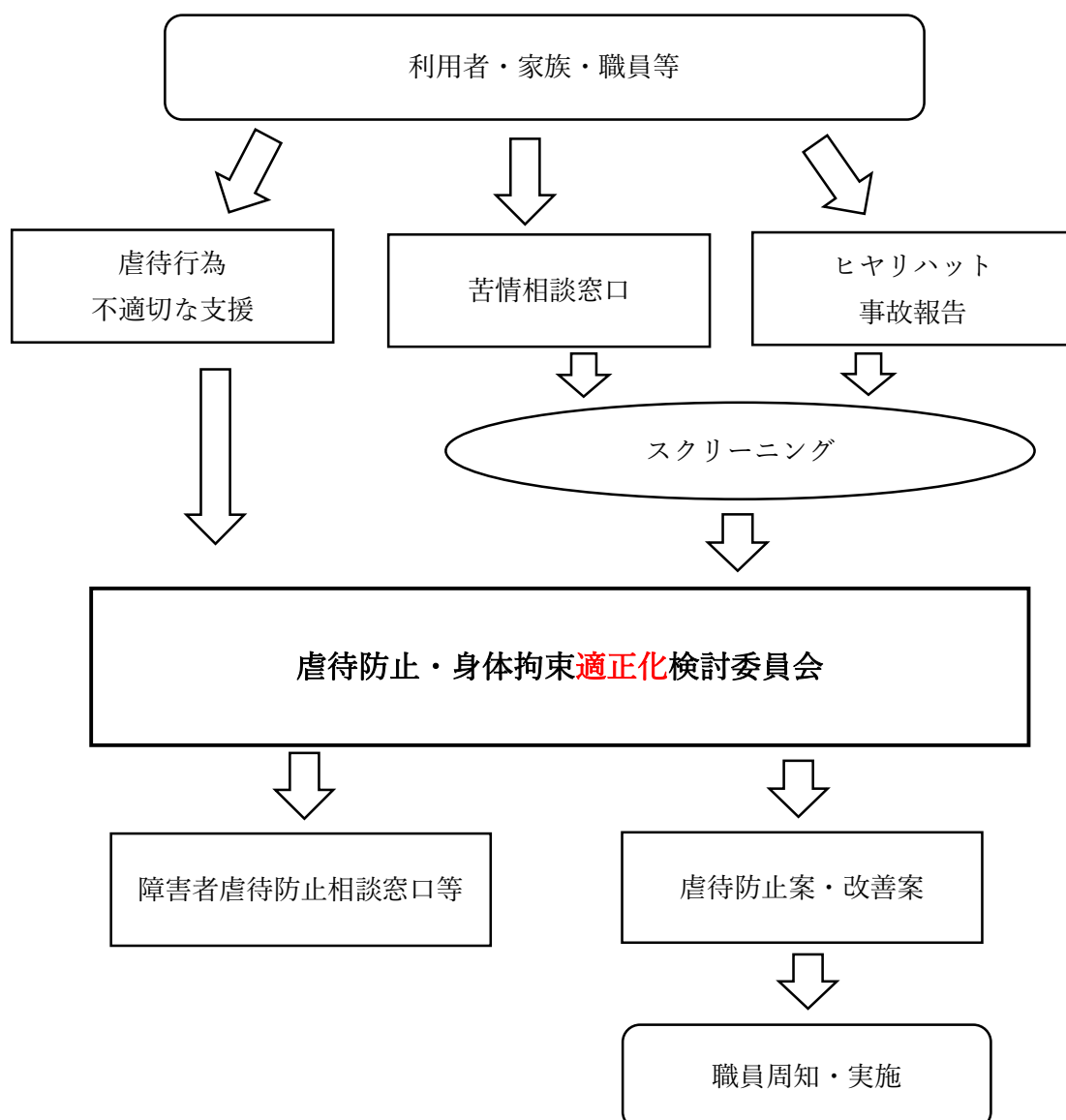
- ・虐待やその疑いが生じた場合、事案を検証の上、再発防止策を検討し実行に移す。

【委員会の債務】

委員会の債務は次のとおりとする。

1. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
2. 委員会の委員長及び委員は日頃より利用者支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要がある時は職員に改善を求め、指導することとする。
3. 委員会は、その他の各委員とも連携をとり、利用者虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は各委員と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

【虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の位置づけ】



【虐待防止・身体拘束適正化検討委員会と虐待防止担当者の役割】

